

○さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例

平成13年5月1日

条例第180号

改正 平成13年9月28日条例第299号

平成14年9月30日条例第63号

平成15年3月14日条例第29号

平成17年3月25日条例第86号

平成18年9月22日条例第54号

平成20年3月18日条例第9号

平成20年7月15日条例第30号

平成21年3月17日条例第17号

平成21年3月30日条例第20号

平成22年10月1日条例第45号

平成24年3月21日条例第19号

平成26年7月9日条例第58号

平成29年3月29日条例第27号

平成30年7月5日条例第48号

令和4年3月28日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20歳未満の者で規則で定める程度の障害の状態にあるものをいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する家庭をいう。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する児童（当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の母が当該児童を監護する家庭

ア 父母が婚姻を解消した児童

イ 父が死亡した児童

ウ 父が規則で定める程度の障害の状態にある児童

エ 父の生死が明らかでない児童

オ アからエまでに準じる状態にある児童で規則で定めるもの

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する児童（当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする家庭

ア 父母が婚姻を解消した児童

イ 母が死亡した児童

ウ 母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

エ 母の生死が明らかでない児童

オ アからエまでに準じる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童（当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、当該児童の父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外のものをいう。

(1) 父母が死亡した児童

(2) 母が監護しない前項第1号アからオまでのいずれかに該当する児童

(3) 母がない前項第1号アからオまで（イを除く。）のいずれかに該当する児童

(4) 父が監護しないか、又はこれと生計を同じくしない前項第2号アからオまでのいずれかに該当する児童

(5) 父がない前項第2号アからオまで（イを除く。）のいずれかに該当する児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

5 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額（健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額をいう。）、生活療養標準負担額（同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額をいう。）及び他の法令等の規定による給付を控除した額をいう。

7 この条例において「ひとり親家庭等医療費」とは、一部負担金に要する費用に係る助成金をいう。

8 この条例において「医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局及びこれらに相当するものとして規則で定めるものをいう。

（一部改正〔平成13年条例299号・14年63号・15年29号・17年86号・18年54号・20年9号・30号・21年17号・22年45号・24年19号・26年58号・29年27号〕）

（対象者）

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者であつて、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童

(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に規定する児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(3) 規則で定める施設に入所している者

(4) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

(5) さいたま市心身障害者医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第168号）第4条第1項の規定による医療費助成金の支給を受けることができる者

3 前2項の規定により対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）が同一の児童について2人以上となるときは、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者としな

(1) 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となる時又は父及び養育者のいずれもが対象者となる時の当該父

(2) 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが対象者となる時の当該養育者  
（一部改正〔平成13年条例299号・20年9号・30号・21年17号・20号・22年45号・26年58号・令和4年10号〕）

（所得の制限）

第4条 第7条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、ひとり親家庭等医療費を支給しない。

(1) 対象者の属するひとり親家庭の父若しくは母又は対象者である養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(3) 前2号の所得が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得については、規則で定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（一部改正〔平成13年条例299号・20年9号・22年45号・30年48号〕）

（受給資格証の交付等）

第5条 ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、規則で定めるところにより、この条例によるひとり親家庭等医療費の支給を受ける資格を証する受給資格証の交付の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、受給資格を有する対象者（以下「受給対象者」という。）として当該ひとり親等及びその家庭に属する対象者を登録しなければならない。

- 3 市長は、第3条第2項第5号に掲げる者に該当したことにより対象者でなくなったものが、さいたま市心身障害者医療費支給条例による受給資格を喪失し、再び対象者の要件を満たすと認める場合その他の規則で定める場合にあつては、前2項の規定にかかわらず、当該者を受給対象者として登録するものとする。
- 4 市長は、前2項の規定により登録した受給対象者に、規則で定めるところにより、受給資格証を交付しなければならない。ただし、前条第1項の規定により受給対象者の属する家庭のひとり親等（以下「受給資格者」という。）にひとり親家庭等医療費を支給しないこととしたときは、この限りでない。
- 5 市長は、第1項の申請があつた場合において、受給対象者としなことを決定したときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成20年条例9号・22年45号・令和4年10号〕）

（受給資格証の提示）

第6条 受給資格者は、医療機関等において受給対象者（当該受給資格者を含む。第8条第3項及び第9条第2項において同じ。）が医療を受けようとするときは、当該医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

（全部改正〔平成20年条例9号〕）

（ひとり親家庭等医療費の支給）

第7条 市長は、受給資格者に対し、ひとり親家庭等医療費として一部負担金の額を支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、税の申告を行わないこと等医療保険各法の規定による被保険者等（被保険者等であつた者を含む。）の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については支給の対象としない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、一部負担金に要する費用について、法令の規定により他に給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる額の限度において、ひとり親家庭等医療費を支給しない。

（全部改正〔平成20年条例9号〕、一部改正〔平成26年条例58号〕）

（ひとり親家庭等医療費の支給の方法）

第8条 ひとり親家庭等医療費の支給は、受給資格者の申請により行うものとする。

- 2 市長は、前項の支給の申請があつた場合は、規則で定めるところによりその内容を審査し、適当であると認めるときは、規則で定める通知書により受給資格者に通知するとともに、当該受給資格者に対し前条第1項の規定によりひとり親家庭等医療費を支給す

る。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、受給資格者が市長の認める医療機関等において受給資格証を提示し、受給対象者が医療を受けた場合には、当該医療機関等の請求に基づき、前条第1項に規定するひとり親家庭等医療費の支給額を当該医療機関等に対し支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対しひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

(全部改正〔平成15年条例29号〕、一部改正〔平成20年条例9号〕)

(届出の義務)

第9条 受給資格者は、規則で定める事項について異動があった場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 受給資格者は、その家庭に属する受給対象者の現況について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成20年条例9号・令和4年10号〕)

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 ひとり親家庭等医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(一部改正〔平成20年条例9号〕)

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、医療給付の事由が第三者の行為によって生じた場合において、受給資格者が同一の事由につき損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(追加〔平成20年条例9号〕)

(ひとり親家庭等医療費の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段によりひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるときは、当該ひとり親家庭等医療費の全部又は一部を返還させることができる。

2 前項の規定は、ひとり親家庭等医療費の過分の支給を受けた者があるときについて準用する。

(一部改正〔平成15年条例29号・20年9号〕)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成20年条例9号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浦和市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成4年浦和市条例第27号)、大宮市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成4年大宮市条例第38号)又は与野市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例(平成4年与野市条例第32号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

3 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年岩槻市条例第21号。以下「編入前の岩槻市条例」という。)の規定の適用を受けていた者の同日までの診療に係る医療費の支給については、なお編入前の岩槻市条例の例による。

(追加〔平成17年条例86号〕)

4 前項に規定するもののほか、岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年条例86号〕)

附 則(平成13年9月28日条例第299号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成14年9月30日条例第63号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。(後略)

附 則（平成15年 3 月14日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 3 月25日条例第86号）

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 9 月22日条例第54号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3 月18日条例第 9 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 7 月15日条例第30号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 第 5 条の規定による改正後のさいたま市心身障害者医療費支給条例第 2 条第 3 項並びに第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定並びに第 6 条の規定による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第 2 条第 6 項及び第 3 条第 2 項第 2 号の規定は、平成20年 4 月 1 日以後の診療に係る医療費の助成又は支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成又は支給については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月17日条例第17号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月 30 日 条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年10月 1 日から施行する。

附 則（平成22年10月 1 日 条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年11月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日においてこの条例による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第 2 条第 2 項第 2 号の規定により同条例第 3 条第 1 項に規定する対象者に該当しないこととなる者（この条例の施行の際現に登録されている者に限る。）に対するこの条例の施行の日から平成22年12月31日（同日前に市長が別に定める事由が生じた者にあつては、当該事由が生じた日）までの間に受けた診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月 21 日 条例第19号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 7 月 9 日 条例第58号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中さいたま市心身障害者医療費支給条例第 2 条第 4 項の改正（「に係る助成金」を加える部分に限る。）、第 2 条中さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例第 2 条第 6 号の改正及び第 3 条中さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第 2 条第 7 項の改正（「に係る助成金」を加える部分に限る。） 公布の日

(2) 第 1 条中さいたま市心身障害者医療費支給条例第 3 条第 2 項第 2 号及び第 3 条中さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第 3 条第 2 項第 2 号の改正 平成26年10月 1 日

（経過措置）

- 5 第 3 条の規定による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第 2 条第 7 項並びに第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定は、施行日以後の食事療養に要する費用に係るひ

とり親家庭等医療費の支給について適用し、施行日前の食事療養に要する費用に係るひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月29日条例第27号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月5日条例第48号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第4条第1項第1号の規定は、平成30年以後の年分の所得について適用し、平成29年以前の年分の所得については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月28日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 第2条の規定による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第5条第4項の規定による受給対象者への受給資格証の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても同条の規定の例により、行うことができる。

○さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則

平成13年5月1日

規則第123号

改正 平成13年9月28日規則第267号

平成14年6月28日規則第98号

平成15年3月27日規則第52号

平成15年6月26日規則第160号

平成16年7月9日規則第82号

平成17年3月30日規則第55号

平成18年3月31日規則第83号

平成18年9月22日規則第117号

平成19年3月30日規則第74号

平成19年9月28日規則第117号

平成20年3月31日規則第62号

平成21年3月30日規則第42号

平成22年10月29日規則第95号

平成24年6月27日規則第75号

平成24年9月27日規則第103号

平成25年12月11日規則第79号

平成26年9月30日規則第150号

平成26年11月5日規則第169号

平成27年3月18日規則第14号

平成27年12月28日規則第121号

平成28年3月28日規則第41号

平成30年7月5日規則第68号

平成30年10月23日規則第83号

平成31年4月26日規則第54号

令和元年12月17日規則第66号

令和3年3月31日規則第32号

令和3年5月27日規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第180号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態）

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）別表第1に定めるとおりとする。

（条例第2条第2項第1号及び第3項の規則で定める児童の状態）

第3条 条例第2条第2項第1号及び第3項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (2) 母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

（一部改正〔平成22年規則95号・24年103号〕）

（条例第2条第2項第1号ウ及び第2号ウの規則で定める程度の障害の状態）

第4条 条例第2条第2項第1号ウ及び第2号ウに規定する規則で定める程度の障害の状態は、令別表第2に定めるとおりとする。

（一部改正〔平成22年規則95号〕）

（条例第2条第2項第1号オの規則で定める児童）

第5条 条例第2条第2項第1号オに規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

（一部改正〔平成22年規則95号・24年103号・25年79号〕）

（条例第2条第2項第2号の規則で定める児童の状態）

第6条 条例第2条第2項第2号に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれ

れかに該当するときとする。

- (1) 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が第4条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (2) 父の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が第4条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(追加〔平成22年規則95号〕)

(条例第2条第2項第2号オの規則で定める児童)

第7条 条例第2条第2項第2号オに規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令(父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
- (3) 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(追加〔平成22年規則95号〕、一部改正〔平成24年規則103号・25年79号〕)

(条例第2条第8項の規則で定める医療機関等)

第8条 条例第2条第8項に規定する規則で定める医療機関等は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- (2) 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師
- (3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条の規定によるあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者

(全部改正〔平成20年規則62号〕、一部改正〔平成22年規則95号〕)

(条例第3条第2項第3号の規則で定める施設)

第9条 条例第3条第2項第3号に規定する規則で定める施設は、同条第1項に規定する対象者(以下「対象者」という。)又は対象者に係る医療保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除く。)とする。

(全部改正〔平成18年規則117号〕、一部改正〔平成20年規則62号・21年42号・22年95号・28年41号〕)

(条例第4条第1項の規則で定める額)

第10条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第1に規定するとおりとし、次に掲げる児童の養育者にあつては別表第2に定めるとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第1号イ又はエに該当する児童であつて、かつ、母がないもの
- (2) 条例第2条第2項第2号イ又はエに該当する児童であつて、かつ、父がないもの
- (3) 第5条第3号に該当する児童であつて、かつ、母がないもの
- (4) 第7条第3号に該当する児童であつて、かつ、父がないもの
- (5) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (6) 第5条第4号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (7) 第5条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第3に定めるとおりとする。

(一部改正〔平成13年規則267号・14年98号・22年95号・24年103号〕)

(所得の範囲)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、申請日の前年の所得（1月から6月までに申請するものについては、前々年の所得。条例第9条第2項の規定により届出をする場合は、届出をした日の属する年の前年の所得。以下同じ。）のうち、次に掲げる所得とする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）
- (2) 条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（以下この条において「ひとり親等」という。）が母であるときの当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。）に係る所得（以下「養育費所得」とい

う。)

(3) ひとり親等が父であるときの当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から受ける養育費所得

2 ひとり親等が母である場合にあってその監護する児童が父から養育費所得を受けたとき、又はひとり親等が父である場合にあってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から養育費所得を受けたときは、ひとり親等が当該養育費所得を受けたものとみなす。

(全部改正〔平成15年規則160号〕、一部改正〔平成18年規則83号・20年62号・22年95号・26年150号〕)

(所得の額の計算方法)

第12条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用

する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額、同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき270,000円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、400,000円)

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者(母を除く。) 270,000円

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号の2に規定する控除を受けた者(母及び父を除く。) 350,000円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者 270,000円

(6) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額

(全部改正〔平成14年規則98号〕、一部改正〔平成15年規則160号・16年82号・18年117号・22年95号・26年150号・30年83号・令和3年56号〕)

(条例第4条第2項の規則で定める特例)

第13条 条例第4条第2項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充

された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第7条の規定によるひとり親家庭等医療費の支給については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定するひとり親等医療費で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を市長に返還しなければならない。

(1) 当該被災者(ひとり親家庭等の父又は母に限る。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第1で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(2) 当該被災者(条例第2条第3項に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第2で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(3) 当該被災者(前2号の被災者を除く。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第3で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(一部改正〔平成13年規則267号・14年98号・22年95号・26年150号・30年68号・令和3年56号〕)

(受給資格証の交付申請)

第14条 条例第5条第1項の申請は、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請書(現況届)兼受給資格者台帳(様式第1号)に対象者に係る次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 医療保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類

(2) ひとり親家庭等認定調書(様式第2号)

(3) 戸籍の謄本又は抄本

- (4) 養育者の場合にあつては、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本
  - (5) 世帯全員の住民票の写し
  - (6) 前年（1月から6月までに申請する場合にあつては、前々年）の所得の状況を証する書類
  - (7) 配偶者又は扶養義務者がいる場合にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者に係る前号に掲げる書類
  - (8) 養育費申告書（様式第3号）
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第2号から第8号までの書類の添付を省略することができる。
  - 3 市長は、条例第5条第2項の規定により受給対象者と認めたときは、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請書（現況届）兼受給資格者台帳に記載して、同条第3項の規定により、同項に規定する受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、ひとり親家庭等医療費受給資格証（様式第4号。以下「受給資格証」という。）を交付するものとする。
  - 4 市長は、条例第4条第1項の規定によりひとり親家庭等医療費を支給しないこととしたときは、ひとり親家庭等医療費支給停止通知書（様式第5号。以下「支給停止通知書」という。）により通知するものとする。
  - 5 市長は、条例第5条第4項の規定により受給対象者としなないことを決定したときは、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請却下通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（一部改正〔平成13年規則267号・14年98号・15年160号・16年82号・18年83号・20年62号・22年95号・28年41号〕）

（受給資格証の有効期間等）

第15条 受給資格証は、毎年1月1日に更新を行うものとする。

- 2 受給資格証は、申請日又は更新日からそれ以後最初の12月31日又は受給資格消滅日のいずれか早い日までの間有効とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日を申請日とみなす。

- (1) 対象者等に異動があった後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該理由がやんだ後15日以内）に条例第5条第1項の申請をしたとき 異動があった日
- (2) 対象者が他市町村（特別区を含む。）から転入後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該理由がやんだ後15日以内）に条例第5条第1項の申請をしたとき 転入日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第5条第1項の申請をすることができなかつた場合において、当該理由がやんだ後15日以内にその交付申請をしたとき 当該理由により当該交付申請をすることができなくなつた日

（追加〔平成13年規則267号〕、一部改正〔平成14年規則98号・20年62号・22年95号・28年41号〕）

（受給資格証の返還）

第16条 受給資格者は、その資格を喪失したときは、速やかに受給資格証を市長に返還しなければならない。

（一部改正〔平成13年規則267号・20年62号・22年95号〕）

（受給資格証の再交付）

第17条 受給資格者は、受給資格証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書（様式第7号）により市長に受給資格証の再交付を申請することができる。

2 受給資格証を破損し、又は汚損したときの前項の申請には、その受給資格証を添付しなければならない。

3 受給資格者は、受給資格証の再交付を受けた後において、紛失した受給資格証を発見したときは、速やかに発見した受給資格証を市長に返還しなければならない。

（一部改正〔平成13年規則267号・18年83号・22年95号〕）

（支給の申請等）

第18条 条例第8条第1項に規定するひとり親家庭等医療費の支給の申請は、ひとり親家庭等医療費支給申請書（様式第8号）により行わなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し関係書類の提出を求めることができる。

2 条例第8条第2項の規則で定める通知書は、ひとり親家庭等医療費支給決定通知書

(様式第9号)とする。

(全部改正〔平成15年規則52号〕、一部改正〔平成18年規則83号・20年62号・22年95号〕)

(医療機関等への支払等)

第19条 条例第8条第3項の規定によりひとり親家庭等医療費を医療機関等に支払う場合は、前条第1項の規定にかかわらず、当該医療機関等から提出されたさいたま市ひとり親家庭等医療費連記式請求明細書(様式第10号)により支払うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該医療機関等に対し関係書類の提出を求めることができる。

2 市長は、条例第8条第3項の規定によりひとり親家庭等医療費を医療機関等に支払う場合は、受給資格者への通知は行わないものとする。

3 市長は、条例第8条第3項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。この場合において、第1項の規定は、適用しない。

(全部改正〔平成15年規則52号〕、一部改正〔平成18年規則83号・20年62号・21年42号・22年95号・27年14号・令和元年66号〕)

(届出義務)

第20条 条例第9条第1項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格者変更(消滅)届(様式第11号)に受給資格証を添付して行わなければならない。

2 条例第9条第2項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請書(現況届)兼受給資格者台帳に、ひとり親家庭等認定調書及びひとり親等又はその配偶者若しくは扶養義務者の所得の状況を証する書類を添付して、毎年11月1日から同月30日までに行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者については、届出を省略することができる。

(一部改正〔平成13年規則267号・14年98号・18年83号・20年62号・22年95号・25年79号〕)

(受給資格証の更新、支給停止の通知等)

第21条 市長は、前条の規定により届出を受理した場合(前条第2項ただし書の規定により届出を省略した場合を含む。)において、条例第4条第1項の規定に該当しないと決定したときは、受給資格証を交付し、同条の規定により対象者としないと決定したとき

は支給停止通知書により通知するものとする。

- 2 市長は、受給資格者が条例第3条の資格要件に該当しなくなったと認めるときは、ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書（様式第12号）により、当該受給資格者であった者に通知する。ただし、受給資格者が死亡した場合は、この限りでない。

（一部改正〔平成13年規則267号・18年83号・22年95号・25年79号〕）

（添付書類の省略）

第22条 市長は、当該事項を公簿等により確認することができるときは、この規則の規定により申請書又は変更届若しくは現況届に添付することとなっている書類を省略させることができる。

（全部改正〔平成20年規則62号〕、一部改正〔平成22年規則95号〕）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浦和市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成4年浦和市規則第33号）、大宮市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則（平成4年大宮市規則第79号）又は与野市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例施行規則（平成4年与野市規則第36号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（岩槻市の編入に伴う経過措置）

- 3 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年岩槻市規則第27号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（追加〔平成17年規則55号〕）

附 則（平成13年9月28日規則第267号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年6月28日規則第98号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定

は、この規則の施行の日以後の受給資格証の交付の申請から適用し、同日前の受給資格証の交付の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月27日規則第52号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成15年6月26日規則第160号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の受給資格証の交付の申請から適用し、同日前の受給資格証の交付の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成16年7月9日規則第82号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の受給資格証の交付の申請から適用し、同日前の受給資格証の交付の申請については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定により交付された受給資格証は、この規則による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成17年3月30日規則第55号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第83号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月22日規則第117号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第74号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第117号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成20年3月31日規則第62号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第42号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月29日規則第95号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年11月1日から施行する。  
（適用）
- 2 この規則による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第13条第2項の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費について適用する。

附 則（平成24年6月27日規則第75号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則別表第1の規定は、平成23年以後の年の所得による医療費の支給の制限及び医療費に相当する金額の返還について適用し、平成22年以前の年の所得による医療費の支給の制限及び医療費に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

附 則（平成24年9月27日規則第103号）

（施行期日等）

1 この規則は、平成24年10月1日から施行し、この規則による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）第5条、第7条及び第10条の規定は、平成24年8月1日から適用する。ただし、第3条の改正は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成24年8月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において改正後の規則第5条第2号又は第7条第2号の規定により新たに対象者（さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第180号）第3条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。）に該当することとなった者が、平成25年3月31日までの間に同条例第5条第1項の規定による受給資格証の交付の申請をしたときは、当該申請に係る対象者に対する改正後の規則第15条第2項の規定の適用については、同項中「申請日」とあるのは、「さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年さいたま市規則第103号）による改正後の第5条第2号又は第7条第2号の規定により新たに条例第3条第1項に規定する対象者に該当することとなった日」とする。

附 則（平成25年12月11日規則第79号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。ただし、第20条第1項及び第21条第2項の改正は公布の日から、様式第1号及び様式第11号の改正は平成26年1月6日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第150号）

改正 平成26年11月5日規則第169号

（施行期日）

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第12条第2項及び第13条第2項の改正は、公布の日から施行する。

（一部改正〔平成26年規則169号〕）

（経過措置）

2 平成27年6月以前の資格審査に係る改正後の第11条第1項第1号及び第12条第1項の規定の適用については、第11条第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福

祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、第12条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。

（追加〔平成26年規則169号〕）

- 3 平成27年7月から平成28年6月までの資格審査に係る第11条第1項第1号及び第12条第1項の規定の適用については、第11条第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、第12条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

（追加〔平成26年規則169号〕）

附 則（平成26年11月5日規則第169号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年3月18日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第121号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第41号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月5日規則第68号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、平成30年以後の年分の所得について適用し、平成29年以前の年分の所得については、なお従前の例による。

附 則（平成30年10月23日規則第83号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第12条の規定は、平成30年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第12条の規定は、平成30年8月以後の申請に係る所得の額の計算について適用し、同年7月以前の申請に係る所得の額の計算については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年4月26日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月17日規則第66号)

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和3年5月27日規則第56号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第12条の規定は、令和2年以後の年分の所得の額の計算について適用し、令和元年以前の年分の所得の額の計算については、なお従前の例による。

別表第1 (第10条、第13条関係)

(追加〔平成14年規則98号〕、一部改正〔平成22年規則95号・24年75号・30年68号〕)

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する同一生計配偶者 (70歳以上の者に限る。 ) 又は老人扶養親族が

	あるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円をその額に加算した額）
--	---

別表第2（第10条、第13条関係）

（追加〔平成14年規則98号〕、一部改正〔平成22年規則95号〕）

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別表第3（第10条、第13条関係）

（追加〔平成14年規則98号〕、一部改正〔平成22年規則95号〕）

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）



様式第2号(その1)(第14条関係)

㊟ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「ア 離婚」に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他の参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあった ときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解 消 理 由	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住 所  
氏 名  
注

様式第2号(その2)(第14条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「イ 死亡」に該当する場合)

死亡した児童 の父又は母の氏名	
死亡年月日	年 月 日
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住 所  
氏 名  
注

様式第2号(その3)(第14条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「ウ 障害」に該当する場合)

障害の状態にある 児童の父又は母の氏名		
障 害 名		
確 認 方 法	確 認 書 類	1身障手帳 2療育手帳 3診断書 4その他
	手帳等の番号	
	等 級	
	発 行 者	
そ の 他 参 考 事 項		

上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している 2 就労していない (理 由) 3 現在休職中 (休職期間)
日 常 生 活 状 況	1 介護状況(常時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況(手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況	通 院 月平均 回 過去1年間の入院歴 回延べ 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住 所  
氏 名  
注

様式第2号(その4)(第14条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「エ 生死不明」に該当する場合)

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住 所  
氏 名  
注

様式第2号(その5)(第14条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「オ 遺棄」に該当する場合)

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童との関係	1 実父(母) 2 義父(母) 3 認知した父
遺棄の区分	1 父親が家出 2 母親が家出
遺棄している児童の父又は母の行方	1 不明 2 判明 住所 電話
子どもの安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 無 2 有(頻度 )
仕 送 り	1 無 2 有 (1)定期的に有り(月 円) (2)時々有り(1回 円) (3) 年 月まで有りその後無し
警察、親類等への捜索依頼	1 無 2 有( 年 月 警察署届出)
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1 母親 2 父親 3 その他( )
遺棄している児童の父又は母の住民記録	1 無 2 有(抹消予定 年 月 日)
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住 所  
氏 名  
注

様式第2号（その6）（第14条関係）

① ひとり親家庭等認定調書

（申請書②の欄「カ 保護命令」に該当する場合）

保護命令の申立てをした父又は母の氏名	
保護命令を受けた者（相手）と児童の関係	1 父（母） 2 父（母）の配偶者
保護命令申立ての内容	1 退去命令 2 申立人への接近禁止命令 3 子への接近禁止命令 4 親族等への接近禁止命令 5 電話等禁止命令
保護命令決定日	年 月 日
保護命令確定日	年 月 日
保護命令の有効期限	年 月 日
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
添付書類	1 保護命令決定書の謄本及び確定証明書 2 児童扶養手当請求用確定証明書

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住 所

氏 名

注

様式第2号(その7)(第14条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「キ 拘禁」に該当する場合)

拘禁されている児童の 父又は母の氏名	
拘 禁 期 間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添 付 書 類	別添 拘禁証明書
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住 所  
氏 名  
注

様式第2号(その8)(第14条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「ク 未婚の女子の子」に該当する場合)

父 の 状 況	1 不明 (理由) 2 判明 氏 名 住 所 妻の有無 1 有 2 無
子どもの安否を気遣う 電 話 、 手 紙 等	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
子どもの安否を気遣う訪問	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
仕 送 り の 状 況	1 有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2 無
生 計 の 維 持 方 法	
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住 所  
氏 名  
注

様式第2号(その9)(第14条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「コ 父母死亡」及び「サ その他」に該当する場合)

児童の父の状況	1 死亡( 年 月 日死亡) 2 その他
児童の母の状況	1 死亡( 年 月 日死亡) 2 その他
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住 所  
氏 名  
注

様式第3号(第14条関係)

養 育 費 申 告 書

	養育費の額	誰からのものか	備 考
1月	円		
2月	円		
3月	円		
4月	円		
5月	円		
6月	円		
7月	円		
8月	円		
9月	円		
10月	円		
11月	円		
12月	円		
合 計	円		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名  
注

様式第4号(第14条関係)(表)

㊦ ひとり親家庭等医療費受給資格証									
公費負担者番号									
申請者	氏名								
	住所								
受給資格者	受給資格者番号 氏名					生年月日			
有効期間									
さいたま市長 <span style="float: right;">印</span>									

様式第4号(第14条関係)(裏)

注 意 事 項

様式第5号(第14条関係)

ひとり親家庭等医療費支給停止通知書

申請者	氏名	
	住所	
受給資格者	氏名	
	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	
	住所	
支給が停止になる期間		
支給が停止となる理由		
備考		

あなたは、ひとり親家庭等医療費支給条例第4条第1項の規定により、上記のとおり医療費が支給停止となりますので通知します。

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

さいたま市長



(申請者) 様

様式第6号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

ひとり親家庭等医療費受給資格証  
交付申請却下通知書

様

さいたま市長



年 月 日付で申請のありましたひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請については、審査の結果、次の理由で対象とは認められませんので通知します。

氏 名

理 由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号(第17条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格証  
再 交 付 申 請 書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格証の再交付を申請します。

受 給 資 格 者 番 号	
個 人 番 号	
再 交 付 申 請 理 由	1 紛失 2破損 3汚損 4その他( )

様式第8号 (第18条関係)

ひとり親家庭等医療費支給申請書			
(宛先) さいたま市長		年 月 日	
		住 所	
		申請者 氏 名	
		電 話 番 号 ( )	
公費負担者番号			
受給資格者番号			
受診者	氏 名		加入医療保険
	生 年 月 日	年 月 日	
	診 療 月 入院・通院ど ちらかに○	年 月 入院 通院	
被保険者等氏名			
保険証記号・番号		記号	番号
保 険 者 名 称		国保・健保・共済 全国健保・後期	
保 険 者 番 号 (右づめで記入)			

証 明 書				入院区分	診療科		
診 療 年 月		年	月	入院	日	通院	日
保 険 診 療 総 点 数				他法負担点数			点
保 険 診 療 分 領 収 金 額							円
年 月 日				住 所			
_____様				医療機関等 名称 (氏名) ⑩			
				電 話 番 号			

様式第9号(第18条関係)(表)

ひとり親家庭等医療費支給決定通知書			
振込金額		振込日	
振込先	銀行名等		支店名等
診療月			
上記のとおり決定したので通知します。 <div style="text-align: right;">さいたま市長 </div>			

様式第9号(第18条関係)(裏)

注 意 事 項

様式第10号(第19条関係)

さいたま市 ひとり親家庭等医療費連記式請求明細書

医療機関名	
医療機関コード	
診療年月	
電話番号	

件数	公費負担者番号 (8桁)	受給資格者番号 (7桁)	受給資格者名	生年月日	保険者番号	保険証 記号・番号	負担 割合	通院 日数	保険診療 総点数(点)	他法負担点数 (点)	保険診療 一部負担金(円)
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
この用紙の請求金額の計											円

㊦ ひとり親家庭等医療費受給資格者変更(消滅)届

受給資格者番号									
個人番号									
変更	新氏名 (旧氏名)	( のため変更 )							
	新住所 (旧住所)	郵便番号			電話番号				
	振込先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 農協		支店 店番 ( )				
		預金種別	普通	口座番号					
	名義人 (カタカナでご記入ください)								
の 状況	新加入医療 保険の種類	国保・協け・健康保険組合・共済・組国保・後期・その他							
	記号番号				被保険者氏名				
	保険者名	国保・共済・健保・ 全国健保・後期			申請者との続柄				
	保険者番号				資格取得年月日		年 月 日		
場 合	「家族の 状況」 の変更	変更前の同居人数	増減	氏名		生年月日			
		人	増・減	続柄	個人番号				
	変更後の同居人数	増・減							
	人	増・減							
	その他の変更事項 (勤務内容等)								
変更年月日	年 月 日								
消 滅 の 場 合	1 他市町村に転出 転出先住所 (郵便番号	電話番号							
	2 生活保護受給								
	3 受給者死亡								
	4 ひとり親家庭等でなくなった 具体的理由 (	)							
	5 その他 (	)							
消滅年月日	年 月 日								
受給資格証の回収状況		回収済 ( 年 月 日 ) ・ 未回収							
<p>上記のとおり、ひとり親家庭等医療費支給事業の資格事項が変更 受給資格が消滅 しましたので、届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>【公簿等の確認に関する同意について】 さいたま市がひとり親家庭等医療費受給資格の認定・更新に当たって行う次の事項について同意します。 さいたま市が保有する公簿等により、同居人の有無、児童扶養手当の認定状況、特別児童扶養手当の認定 定情報及び市民税の課税状況等の確認を行うこと。</p> <p>(宛先)さいたま市長</p> <p>住 所 氏 名 注 生年月日 年 月 日 電話番号</p>									

様式第12号(第21条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



次のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格が消滅しましたので通知します。

- 1 消滅者氏名
- 2 消滅した年月日 年 月 日
- 3 消滅した理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号（第14条、第20条関係）

（全部改正〔平成27年規則121号〕、一部改正〔平成30年規則68号・31年54号・令和3年32号〕）

様式第2号（その1）（第14条関係）

（一部改正〔平成13年規則267号・22年95号・24年103号・令和3年32号〕）

様式第2号（その2）（第14条関係）

（一部改正〔平成13年規則267号・22年95号・24年103号・令和3年32号〕）

様式第2号（その3）（第14条関係）

（一部改正〔平成13年規則267号・22年95号・24年103号・令和3年32号〕）

様式第2号（その4）（第14条関係）

（一部改正〔平成13年規則267号・22年95号・24年103号・令和3年32号〕）

様式第2号（その5）（第14条関係）

（一部改正〔平成13年規則267号・22年95号・24年103号・令和3年32号〕）

様式第2号（その6）（第14条関係）

（追加〔平成24年規則103号〕、一部改正〔令和3年規則32号〕）

様式第2号（その7）（第14条関係）

（一部改正〔平成13年規則267号・22年95号・24年103号・令和3年32号〕）

様式第2号（その8）（第14条関係）

（一部改正〔平成13年規則267号・22年95号・24年103号・令和3年32号〕）

様式第2号（その9）（第14条関係）

（一部改正〔平成13年規則267号・22年95号・24年103号・令和3年32号〕）

様式第3号（第14条関係）

（追加〔平成14年規則98号〕、一部改正〔平成15年規則160号・18年83号・22年95号・令和3年32号〕）

様式第4号（第14条関係）（表）

（全部改正〔平成20年規則62号〕、一部改正〔平成21年規則42号・22年95号〕）

様式第4号（第14条関係）（裏）

（全部改正〔平成15年規則52号〕、一部改正〔平成16年規則82号・18年83号・22年95号〕）

様式第5号（第14条関係）

(追加〔平成18年規則83号〕、一部改正〔平成22年規則95号・28年41号〕)

様式第6号(第14条関係)

(全部改正〔平成28年規則41号〕)

様式第7号(第17条関係)

(全部改正〔平成20年規則62号〕、一部改正〔平成22年規則95号・27年121号〕)

様式第8号(第18条関係)

(全部改正〔令和元年規則66号〕)

様式第9号(第18条関係)(表)

(一部改正〔平成20年規則62号・22年95号〕)

様式第9号(第18条関係)(裏)

(全部改正〔平成13年規則267号〕、一部改正〔平成18年規則83号・20年62号・22年95号〕)

様式第10号(第19条関係)

(全部改正〔平成21年規則42号〕、一部改正〔平成22年規則95号〕)

様式第11号(第20条関係)

(追加〔平成20年規則62号〕、一部改正〔平成21年規則42号・22年95号・24年75号・25年79号・27年121号・令和3年32号〕)

様式第12号(第21条関係)

(追加〔平成18年規則83号〕、一部改正〔平成20年規則62号・22年95号・28年41号〕)